

提案の取りまとめに当たっての研究会メンバーからの意見とその整理、対応等について

意見	意見に対する整理、対応等
①各主体（国、県、市町村）の役割分担について、「融合型」的な部分を増やしていくと、結局、現状の役割分担と変わらなくなる。今回提案するものが「目指す姿」であるのか「その途中の姿」であるのか、整理が必要。	○今回提案する役割分担は、「3段ロケット型で国、県、市町村の役割を明確に分担し、連携する姿を表したもの」として整理。
②住民からの視点、地域住民の関わりが見えにくい。地域主権型社会の中で、NPO等をどう位置付けるか。	○「はじめに」の部分で、今回の提案を具体のものにしていくためには地域住民の行政への参加、それぞれの主体が取組を進めることが必要であることを記載。 ○今後、県・市町村ともにNPOや地域自治組織との具体的な連携体制を築き、住民参加によって行政サービスを提供する体制を整備することが求められることから、例えば、NPOにおいては、活動の専門的な知識や技能を活かし、高齢者や障害者への福祉サービスや普及啓発事業などが想定される旨を記載。
③「生活保護」が市町村の役割となっているが、現金給付は国の仕事とすべき。市町村は窓口業務を行うことはあっても、責任は国が負うべき。	○「生活保護」分野における現金給付等に要する財源は国が保障する旨を記載。
④「医療政策」が県の役割となっているが、国、県、市町村がそれぞれ公立病院を持っているように、各主体に関わりがある分野ではないか。医療サービスの量は市町村ではなく、広域（県）で決めることになじむ。	○医療政策は、国民健康保険、後期高齢者医療制度等に密接に関係し、また、国、県、市町村が、地域医療から高度医療まで、それぞれの必要性・観点から公立病院を設置・運営する分野であることから、それぞれの主体が実施するものとして整理。
⑤県が介護保険の保険者となると、市町村が介護予防の取組に力を入れるインセンティブが働かなくなる。例えば、市町村の介護予防の取組状況に応じて介護保険料の段階を分けるなどの対応が必要。	○介護保険料は、市町村における介護予防の取組や提供するサービスの違いなどを考慮して設定することを検討する旨を記載。
⑥医療保険について、命を守ることは全国どこでもまず対応しなければいけない。地域で命に格差が生じないように国が責任を持つべき。	○医療保険は、国の責任の下、全ての医療保険制度を全国レベルで一元化し、国民皆保険を堅持するものとして整理。
⑦「介護保険」は、「医療保険」と同様、国で一元化することとしてもいいのではないか。	○国民の命を守り、全国どこでも医療サービスを受けられることのできる「医療保険」に比べ、地域において介護サービスを提供する「介護保険」は、地域との関連性が強い。「介護保険」は、国で一元化するのではなく、より市町村に近い県段階での一元化するものとして整理。

<p>⑧産業廃棄物行政を市町村が担うことは難しいのではないかと。 産業廃棄物については、町村には専門知識を持つ職員がいない。また、産業廃棄物処理の問題には必ず、周辺町村との関係も出てくる（上下流の問題調整など）ので、県と市町村が連携する仕組みが必要。</p>	<p>○産業廃棄物行政は、県が実施するものとして整理。</p>
<p>⑨産業振興・観光振興は、市町村においても、地域おこしやまちづくりとして、産業振興や観光に取り組んでいる。広い範囲では県の役割とした上で、県との連携した取組が必要。</p>	<p>○産業振興・観光振興は、県の役割としつつ、市町村が主体的に取り組むべきまちづくりに関連する分野は市町村が実施するものとして整理。</p>
<p>⑩国の事務のうち、金融行政に係る検査など、専門性が高く、経験年数を要するような業務は、地方が行うのになじまないのではないかと。</p>	<p>○専門性が高い事務については、国から事務の移譲を受ける際、専門的知識を持った職員の受入れのほか、地方共同による実施体制の構築や外部への委託による実施等について検討。</p>
<p>⑪「農地転用」は県の役割となっているが、県の役割とすべき分野か？（市町村の役割でいいのではないかと。）</p>	<p>○全県における農地のあり方に関わる分野であることから県が実施するが、まちづくりの観点から、小規模な農地に係る農地転用は市町村が実施するものとして整理。</p>
<p>⑫「教育」は、子どもが主体であり、形骸化している教育委員会は、任意設置のような中途半端なかたちにするのではなく、廃止してしまうべき。県の知事部局が市町村教育委員会を指導できるのか疑問。</p>	<p>○教育委員会を廃止し、首長部局が教育部門を所管し、首長部局のサポート及び監視・評価を行う附属機関を設けるものとして整理。（当面は、教育委員会の必置規制を外し、設置を、地方自治体の自由裁量に委ねる。）</p>
<p>⑬県と市町村との「中間的な自治体」は、「分離型」を前提としつつ、新たな「融合型」の形態のものをつくるものではないかと。 国と県との間の「中間的な自治体」を考えてもいいのではないかと。</p>	<p>○各主体の役割を分担して上で、必要な連携を行う手法として「中間的な自治体」を提案するもの。 ○「中間的な自治体」は、地方における事務の共同連携手法として考えており、国と県との間においては、事務の受委託等の手法を想定。</p>
<p>⑭国有林は、県が管理すべき。国の管理では、地域での活用や地域の雇用への配慮が薄い。</p>	<p>○国有林は、県が管理するものとして整理。</p>
<p>⑮事務の共同組織について、一部事務組合などは動きが鈍い。団体間で温度差があると進まない。もっと機動的に動ける仕組みが必要。</p>	<p>○現行の一部事務組合・広域連合や協議会制度の課題を克服する簡素で効率的な「中間的な自治体」として、ハイブリッドサービス提供主体である「事務執行連合（仮称）」を提案。</p>